

# 福祉医療費支給申請手続きについて

## \* 福祉医療費とは…

乳幼児（未就学児）や、身体に障がいのある方に対して、医療費の全額または一部を助成する制度です。（食事代・病衣代等除く）

秋田県独自の助成制度なため、住所地が他の都道府県の方は対象となりません。

また、県内の市町村によって助成内容に違いがありますので、事前の確認が必要です。

※所得制限等のため、申請をしても該当にならない場合があります

## \* 申請手続きについて

### 乳幼児（未就学児）

- 子どもの名前が記載されている健康保険証
- 印鑑（認め印で結構です）
- 所得証明書



### 身体障害者手帳をお持ちの方※

- 申請される方の健康保険証
- 身体障害者手帳
- 印鑑（認め印で結構です）
- 所得証明書



準  
備

↓  
住所地の市町村の担当窓口へ申請します

↓  
手続き後「福祉医療費受給者証」が交付されます

手続き完了次第、速やかに保険証と上記受給者証を病院窓口（入院・外来）へご提示下さい

※障がいのある方で申請対象となるのは「身体障害者手帳1～3級に該当する方」

「療育手帳A判定の方」「65歳以上の方で身体障害者手帳4～6級に該当する方」です



ご不明な点が  
ありましたら  
お気軽にお問い  
合わせ下さい

秋田大学医学部附属病院

地域医療患者支援センター

TEL 018-884-6229